

● 坂戸市不当要求行為等対策要綱

制定 平成17年11月 2日（告示第267号）

改正 平成19年 3月26日（告示第 72号）

（目的）

第1条 この要綱は、市の事務事業に対するあらゆる不当要求行為等を未然に防止するとともに、不当要求行為等に対して組織的な取組を行うために必要な事項を定めることにより、職員の安全及び事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力、脅迫又はこれらに類する手段により、要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由なく職員に面会を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により、職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入を要求し、事業の変更、中止等を要求し、又は金品若しくは権利を要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等内の秩序維持及び事務事業の執行に支障を生じさせる行為

（委員会の設置）

第3条 不当要求行為等を未然に防止するとともに、組織的な取組及び統一的な対策を推進するため、坂戸市不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌事務）

第4条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び対策に関すること。
- (2) 不当要求行為等の防止に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長が不在のとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員は、教育長、各部長（総務部長を除く。）及び教育部長をもって充てる。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、総務部防災防犯課において処理する。

（不当要求行為等発生時の措置）

第8条 職員は、不当要求行為等を受けたとき、又は不当要求行為等の事実を知ったときは、直ちに所属長へ報告するものとする。

- 2 所属長は、所管する事務事業に関して不当要求行為等が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、不当要求行為等発生報告書（別記様式）により、委員長に報告するものとする。この場合において、所属長は、事態が緊迫していると認めるときは、直ちに警察等関係機関に通報する等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 委員長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに委員に対し、当該不当要求行為等について、事実関係の調査による実態把握を命ずるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、不当要求行為等の対策に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年告示第72号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

不当要求行為等発生報告書

年 月 日

坂戸市不当要求行為等対策委員会委員長 様

報告者 所 属
職・氏名

このことについて、次のとおり報告します。

発 生 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで
発 生 場 所	
対 応 職 員	
相 手 方	① 住 所 ② 団 体 名 ③ 氏 名 ④ 年 齢 ⑤ 同 伴 者 等 ⑥ 電 話 番 号 ⑦ 使 用 車 両 ⑧ そ の 他
概 要	
被 害 状 況	
対 応 措 置 状 況	警察への通報 有・無 年 月 日 時 分
備 考	